

仕 様 書

| | |
|------|---|
| 所在地 | 名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12 番のうち一部 |
| 貸付面積 | 131.16 m ² (別紙図面のとおり) |
| 貸付期間 | 令和 8 (2026) 年 2 月 1 日から令和 13 (2031) 年 1 月 31 日まで |
| 現 況 | 平面駐車場 (コインパーキング) の用途として民間事業者に貸付中 (令和 8 年 1 月 31 日まで) |
| 用途地域 | 市街化区域 第 2 種中高層住居専用地域 |
| 貸付条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付面積は県にて測量をした面積である。 2 設備設置及び撤去工事については、貸付期間内に行うこと。 3 現況の貸付けについて、工作物は令和 8 年 1 月 31 日までに撤去する契約内容となっている (愛知県が認める場合を除く。)(別紙 2 のとおり) 貸付期間終了後は、原則原状回復のうえ愛知県に返還すること。ただし、愛知県と事前に協議できることとする。 4 貸付対象地は、平面駐車場 (コインパーキング) の用途に供すること。 5 県営住宅入居者用の駐車場とコインパーキング区画が目視で区別できるよう、塗装、囲障等により区分けを行うこと。 6 舗装等を施工する際には、境界杭を損失しないこと。 7 管理上の施設であっても、人が常駐する建物を建築しないこと。 8 接面道路への乗入れ口については、必要に応じて道路管理者と協議の上、設置すること。 9 光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接、供給を受けること。また、供給のための工事等に期間を要する場合であっても、貸付期間に含む。 10 各種工事施工、設備設置等に伴う法令等の規定を遵守し、関係機関との協議・手続等を含め、適正に対応すること。 11 駐車場の運営上必要となる対応は借受者で行うこと。 12 管理に係る問合せ及び苦情並びに機器の故障等については、苦情時等の連絡先を明記し、借受者の責任において速やかに対応すること。 13 貸付対象地内の美化に努めること。近隣地に配慮した駐車場管理を行うこと。愛知県から指摘があった場合には速やかに措置を講ずること。 |